

○立川市立小学校教科用図書選定検討委員会要綱（案）

平成16年4月22日教育委員会要綱第6号

改正

平成20年7月10日教育委員会要綱第11号

平成26年3月31日教育委員会要綱第9号

平成29年3月 日教育委員会要綱第 号

立川市立小学校教科用図書選定検討委員会要綱

（設置）

**第1条** 立川市立学校設置条例（昭和38年立川市条例第66号）別表に定める立川市立小学校（以下「市立小学校」という。）の教科用図書の採択を適正に行うため、立川市立小学校使用可用図書採択の基本方針（平成13年教育委員会決定）に基づき、立川市立小学校教科用図書選定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（委員会の所掌事項）

**第2条** 委員会は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- （1）教科用図書全般に係る検討を行うこと。
- （2）第7条の規定により設置する教科用図書調査研究部会を運営すること。
- （3）第7条第6項の規定により提出のあった調査書を検討し、委員会としての意見を集約したうえで立川市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に報告書を提出すること。
- （4）その他必要な事項に関すること。

（委員会の組織）

**第3条** 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

（委員会の委員）

**第4条** 委員会の委員は、次の各号に掲げる者につき、教育委員会が委嘱する。

- （1）市立小学校長 10人以内
- （2）市立中学校長 1人以内

(3) 市立小学校PTA連合会に所属する者 2人以内

(4) 市民 2人以内

(委員長及び副委員長)

**第5条** 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員会の招集)

**第6条** 委員会は、委員長が必要があると認めたときに招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席又は資料の提出を求めることができる。

(教科用図書調査研究部会)

**第7条** 委員会に、教科用図書を専門に調査研究するため、教科ごとに教科用図書調査研究部会（以下「部会」という。）を置く。

2 部会の名称及び部会が調査・研究する教科用図書は、別表のとおりとする。

3 部会は、部会長が必要があると認めたときに招集する。

(部会長及び部会員)

**第8条** 部会に、部会長を置き、第4条第1号に掲げる者の中から委員長が選任する。

2 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

3 部会員は、次の各号に掲げる者につき、教育委員会が委嘱する。

(1) 市立小学校長の推薦を受けた市立小学校教員 市立学校各校から部会ごとに1人以内

(2) 市立中学校長会の推薦を受けた市立中学校教員 部会ごとに1人以内

(部会の役割)

**第9条** 部会は、教科用図書見本本や教科用図書編集趣意書等に基づき、教科用図書についての調査・研究を行う。

2 部会は、次の各号に掲げる内容について、各教科の種目別に教科書発行者ごとの調査書を作成し、委員会に提出する。

- (1) 内容の選択（資料の新鮮度、内容のおさえ方、学習活動の多様性、個人差及び地域差への配慮）
- (2) 構成・分量（系統性、関連性、発達段階への配慮、精粗の程度、分量）
- (3) 表記・表現（文字、語句、語法、文体、記号、式、図形等の一貫性及び明確さ）
- (4) 使用上の便宜（自主的・積極的学習、全体の内容構成）  
（欠格事項）

**第10条** 次の各号の一に該当する者は、委員及び部会員になることができない。

- (1) 教科用図書の著者、執筆者並びに編集に携わった者
- (2) 教科用図書の発行事業を行う者並びにその従業員
- (3) 前2号に掲げる者の配偶者並びに3親等以内の親族  
（任期）

**第11条** 委員及び部会員の任期は、教育委員会が委嘱した日から教科用図書が採択される日までとする。

（辞職）

**第12条** 委員を辞職しようとするときは、事由を具して委員長へ届出なければならない。

2 委員長は、前項の規定により委員に欠員が生じ、必要があると認めるときは、新たな委員の委嘱を教育委員会に求めることができる。

3 部会員を辞職しようとするときは、事由を具して部会長へ届出なければならない。

4 委員長は、前項の規定により部会員に欠員が生じ、必要があると認めるときは、新たな部会員の委嘱を教育委員会に求めることができる。

5 前項の規定により委員長が新たな部会員の委嘱を教育委員会に求める際、辞職した部会員を推薦した校長は、第8条第3項の規定に基づき新たな部会員を推薦することができる。

(守秘義務)

**第13条** 委員及び部会員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(謝礼)

**第14条** 第4条第2号及び第3号に掲げる委員に謝礼を支払うこととする。

2 前項の規定による謝礼については、別途定めるものとする。

(庶務)

**第15条** 委員会及び部会の庶務は、教育委員会事務局教育部指導課において処理する。

(委任)

**第16条** この要綱の施行について必要な事項は、教育委員会事務局教育部長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成16年4月22日から施行する。

附 則 (平成20年7月10日教育委員会要綱第11号)

この要綱は、平成20年7月10日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日教育委員会要綱第9号)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月 日教育委員会要綱第 号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

#### 別表 (第7条関係)

部会	教科用図書
国語科部会	国語・書写
社会科部会	社会・地図
算数科部会	算数
理科部会	理科
生活科部会	生活
音楽科部会	音楽

図画工作科部会	図画工作
家庭科部会	家庭
体育科部会	保健
道徳科部会	道徳（特別の教科）